

三十韻等の詩集がある。

ササコボヤクシ 篠窪薬師 珠洲郡馬線にある。能登誌に「此村に笹久保と呼べる百姓あり。此家に篠窪薬師とて安置せり。大般若經の書寫せし經を持傳へり。」と記するものこれである。

ササジマカツマサ 篠島一政 通稱監物。清了の次男。慶長十六年父の隠居により配分知七百石を受け、元和元年大坂再役に従うて首三つを得、同年清了の歿するに及んでその致仕料三百石を併せ、千石を食んだ。寛永七年歿。

ササジマキヨナガ 篠島清長 通稱豊前。寛永十四年父豊前清政の遺知二千四百石を襲ぎ、後屢祿を増して三千百石(内四百石與力知)に至り、越中今石動に在任した。寛文元年歿。

ササジマキヨノリ 篠島清了 通稱三藏。織部。越前大野郡の人。父伊賀守宗永は初め朝倉義景に仕へたが、その滅後二子と共に加賀に來た。清了初め前田利家に仕へて七十石を受け、次いで木船城の前田秀繼に轉じて三百石となり、又秀繼の子今石動城の利秀に仕へ、次いで利長に召返されて六百石を受け、四百石を加へて千石となり、その後千石宛増祿兩次にして三千石に至つたが、慶長十六年退老して本祿のうち三百石を養老俸とし、元和元年十月に歿した。

ササジマキヨマサ 篠島清政 一諱長政。通稱三藏、後豊前と稱した。慶長二年前田利長に仕へ、二百石を賜はり、次いで二百石を増し、十六年父清了の致仕後其の祿二千石を併せて二千四百石を受け、足輕頭となり、大

坂夏の役には岡山で槍下の高名を爲した。寛永十四年歿。

ササジマヒサオホ 篠島久大 通稱左平、字は子徳、號は晴洞又は竹墩。定番頭坂井子和の二男で、篠島惟清に子養せられた。弘化元年父の祿三百石を襲ぎ、勝手方、改作奉行、馬廻使番・大組頭・馬廻頭兼算用場奉行等となり、明治三年四月金澤藩權少參事に任ぜられ、同年十一月十日歿した。歳五十九。

ササジマムネナガ 篠島宗永 通稱左兵衛。又は伊賀守。越前大野郡の人で、朝倉義景に仕へ、田五百貫を食み、士大將であつたが、義景の亡びた後加賀に來り、津幡城主前田右近秀繼に屬して百五十石を受けた。子孫世々藩に仕へる。

ササダシエンモン 笹田新右衛門 加賀藩の重臣奥村數馬の家老笹田孫右衛門の養子で、三浦藤右衛門の末子である。元文二年正月十三日主に叱責せられたことを恨み、數馬を切殺し、居合はせた家老齋藤次郎左衛門の伴半左衛門の爲に切殺された。

ササダスケザエモン 笹田助左衛門 元和元年大坂陣に出征し、五月七日岡山口筋にて深手を負ひ、十六日死亡した。其の子二代助左衛門は御馬廻組頭を勤めたが、喧嘩して家斷絶した。

ササツカ 笹塚 ↓キタササツカ 北笹塚。ミナミササツカ 南笹塚。ササツカチエウザエモン 笹塚忠左衛門 諱は有義。石川郡南笹塚の人。三池流算法を宮井光同に學び、文政六年に算法初門を著した。その子吉右衛門則久もまた有義から算法を傳へた。

ササドウジヨウ 笹道場 ↓ジヨウシヨウジ 篠生寺。

ササナミ 笹波 羽咋郡藤懸郷に屬する部落。

ササナミ 笹波 珠洲郡西海郷に屬する部落。能登名跡志に「笹波村近し。少し山手にある村なり。惣じてこの邊の風景、山の姿、磯山の形、磯邊の奇石・異石・怪石の有様絶景なり。」と記する。

ササナミ 佐佐波 鹿島郡大吞郷に屬する部落。

ササナミガハ 佐佐波川 鹿島郡小栗附近に發し、東流して清水平を經、佐々波から海に注ぐ。流程四軒餘。

ササノヤガハ 笹野屋川 鳳至郡宇出津と宇出津山分との入合嶺山から發し、宇出津嶺で海に注ぐ。流程二軒七許。

ササヤマジヨウ 篠山城 羽咋郡末吉に在つた。山鳥城ともいひ、手筒某の居た所といふが明らかでない。

ササキジロザエモン 篠井次郎左衛門 初め興三吉。天明三年養父六郎の遺知百五十石を受け、御馬廻に班したが、寛政二年四月十八日不届によつて知行を召放された。

ササキマサタカ 篠井正登 通稱權左衛門。父は毛利輝元の臣篠井興右衛門。寛永十五年前田光高に仕へて御小將に列し、十七年俸二百石を受け、御馬奉行となり、寛文二年御馬廻に班した。同五年歿。子孫相繼いで藩に仕へた。

ササキマサフサ 篠井正房 通稱七兵衛。清左衛門。父は權左衛門正登。寛永九年に生まれ、寛文五年父の後を襲ぎ二百石を受け、

馬廻組に班し、外作事奉行となり、次いで延寶五年改作奉行となつて百石を加へ、天和二年京都に使用し、途中で病歿した。享年五十一。寛文中正房の監造した越中愛本橋は、工事精巧一時に冠絶するといはれた。

サシアゲタウゲ さしあげ峠 能美郡白峰のうち赤谷から五十谷に至る間の峠。

サンサバ 刺鱒 鳳至郡外浦海岸に産するもの最も有名で、加賀藩・富山藩の御用御肴たる命を受けて居た。加越能大路水經に、「道下村の西、黒島村より北の方六七、村を西海七浦といふ。夏、刺鱒を切出す。能州名物也。七浦は鹿磯・深見・吉浦・五十洲・昔月・大澤・輪島の七浦なり。」と見え、又寶曆の調書には、羽咋郡西海刺鱒、風戸・風無・千浦・赤崎・前濱村から御用に付き指上げるとある。刺鱒の製法は次の如くである。生鱒を背割にして内臓を去り、三四時間水に浸して血液を去り、水滴を除き、鱒生目三十貫目を鹽十三貫目にて約一週間漬け、漬鹽の溶液で洗滌し、同大のもの二尾宛を重ね刺し、ハサに掛けて乾かすこと一週間にして、鹽柱の結晶するを期とし、魚朶の上に藁筵の荒く厚きものを敷き、その面に鱒を格子状に積むこと高さ六尺に及び、周圍を藁及び菰で密閉し、十日許を經て脂肪の浮き出で、橙黄色を呈した時全く功程を終る。

サンヒカへ 指扣 指控とも書く。藩政の時、村役人の微罪を罰するに指扣・御用之外指扣の目があつた。町人にも指扣を命ずることがあり、寛政五年町人の指扣は都をおろし商業を営ましめぬものと定めた。士人の指扣は遠慮よりは軽く、單に謹慎の意を表する